

重点課題

1 地域共生社会を目指す
ネットワークづくり

2 地域を支える人づくり

3 地域福祉の拠点づくり

4 生活を守る移動の
しくみづくり

5 社会福祉協議会の
役割の明確化

基本目標と施策の方向性

基本目標1 誰もが担い手、みんなが行動できる
まちづくり

- ◆学校における福祉教育の推進
- ◆地域における福祉教育の推進
- ◆ボランティアセンターの強化
- ◆ボランティア活動に係る人材の育成
- ◆地域におけるボランティアの立ち上げ・活動支援
- ◆ボランティア活動へのきっかけづくり

基本目標2 支え愛(合い)のまちづくり

- ◆支え合いの体制の土壌づくり
- ◆子育て支援
- ◆高齢者・障がい者支援
- ◆福祉委員制度の推進
- ◆住民への啓発の推進

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

- ◆相談窓口の充実
- ◆相談ネットワークの構築
- ◆生活に困窮している人への支援
- ◆要援護者の権利を守るしくみづくり
- ◆情報提供の充実
- ◆防災・減災への取り組み
- ◆介護保険サービス・障害福祉サービスの充実
- ◆基幹相談、成年後見制度の普及促進、権利擁護支援の地域連携
- ◆相談支援体制の充実と基盤整備
- ◆住みよい環境づくりと自立支援

社会福祉協議会の基盤強化

- ◆社会福祉協議会の周知
- ◆体制強化
- ◆効率的な事業運営と財政基盤づくり

第2次御嵩町地域福祉活動計画

— 概要版 —

地域福祉活動計画とは

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「行政」、「福祉事業者」、「関係団体」、「企業・事業所」等が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動及び行動計画です。

つまり、地域福祉を進める上での町全体の理念や仕組みをつくる計画が「御嵩町地域福祉計画」であり、それを実現・実行するための中核的な役割を担う社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が、「御嵩町地域福祉活動計画」です。

第2次御嵩町地域福祉活動計画の期間

2022(令和4)年度～2028(令和10)年度の7年間です。

基本理念

“ともに生き、ともにつくる 安心とふれあいのあるまち みたけ”

地域福祉とは、地域において何らかの支援を必要とする人が、地域社会を構成する一員として、日常生活を営み、さまざまな社会活動に参加する機会を与えられるようにすることです。

地域福祉を推進するためには、そこに住む人々が地域に関心を持ち、地域の課題を自らの課題と捉え、行政をはじめさまざまな社会資源と連携して、課題解決に取り組んでいけるような環境を整える必要があります。

本計画は、「御嵩町地域福祉計画」と共に、地域福祉推進の一翼を担う計画です。

したがって、基本理念については、「御嵩町地域福祉計画」の基本理念と同じ考え方で進めていきます。

重点的な取り組み

《 御嵩町社会福祉協議会が目指す地域福祉の姿 》

基本理念を具現化し、地域共生社会を実現するために・・・

- 1 地域住民は、地域の福祉課題について「支え手」、「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が、自分の事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、つながることで地域住民一人ひとりの暮らしと生きがいや地域を共に創っていきます。
- 2 社協は、住民の主体的な地域福祉に関する取り組みを支援すると共に、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、支援体制の構築に向け組織体制を強化していきます。

《 重点的な取り組み 》

1 地域の支え合い活動の充実

地域住民同士の支え合い機能の強化を目指し、各種活動の支援を行っていきます。また、住民が地域とのつながりを持ちながら、一人ひとりが自分らしく過ごし、社会的孤立の防止や介護予防につながるように、居場所づくりを支援します。

2 地域課題のニーズの把握

地域住民とのコミュニケーションをより一層図ることにより、地域との関わりの中から地域課題やニーズの把握に努め、その解決に向けて共に取り組んでいきます。

3 複合課題に対応する包括的な相談支援

複雑化・複合化、困難化していく課題に対応して包括的な相談支援が行えるよう、職員のスキルアップや行政をはじめ多機関や地域と連携を図り、相談支援体制づくりの充実を図っていきます。

4 権利擁護の支援

認知症や知的障害・精神障害等で判断能力が低下した人でも、安心して生活ができるように、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。また、金銭等で成年後見制度の利用が困難な人へ受け皿として、法人後見制度の取り組みについても検討していきます。

5 災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた体制の整備

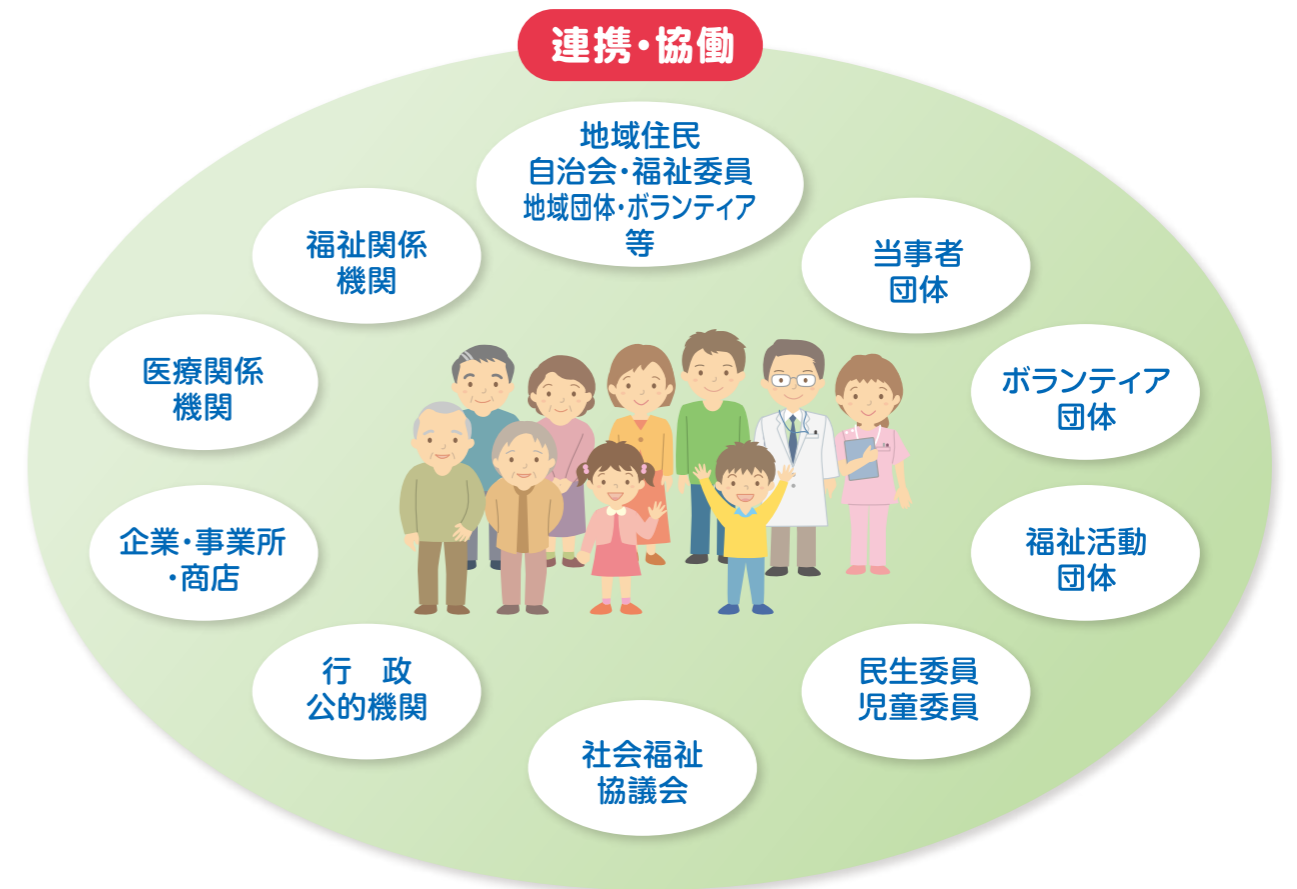
災害ボランティアセンター設置時には、運営スタッフとして地域住民の協力が不可欠です。より多くの人が運営に協力していただけるよう、災害ボランティアセンター設置・運営訓練やさまざまな講座を実施していきます。また、円滑に災害ボランティアセンターを設置・運営できるように、平常時から災害に備えた体制を整備していきます。

6 社協の住民への周知

社協について地域住民により一層理解していただくために、各事業の説明やPR等を行うことで、住民にとって身近で、必要とされる組織となるよう取り組んでいきます。

御嵩町社会福祉協議会が目指す地域福祉の姿

ともに生き、ともにつくる 安心とふれあいのあるまち みたけ



連携・協働による推進

地域福祉活動の主役は、地域に暮らす住民一人ひとりです。住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会を実現させていくためには、行政や社協の取り組みだけでは不十分です。

あらゆる人や組織、団体、事業所等との連携と協働が不可欠で、住民をはじめ、自治会、福祉委員、地域ボランティア(団体)、民生委員・児童委員、福祉・医療関係、企業・事業所・商店等、行政、社会福祉協議会、支部社会福祉協議会が連携・協働して計画を推進していくことが重要です。

計画の推進等

本計画の着実な推進と実効性を確保するため、御嵩町地域福祉活動計画推進委員会を設置し、計画の進捗状況の把握・評価、施策の推進方法、新たな課題の検討等を行います。

また、計画期間の中間年となる2025(令和7)年度には、計画の見直しを行います。



アンケート調査

町民、自治会長、民生委員・児童委員、保育園・幼稚園・児童館、小・中・高等学校、小・中学校PTA会長、こども食堂、身体障害者福祉協会、あゆみ館家族会、たんぼぼ会、商工会青年部、みたけ工業団地連絡協議会、御嵩町安全協議会、社協支部役員、ボランティア連絡協議会、ちょっと支え合いサポーター

上記の皆さまの声をもとに策定しました。ご協力ありがとうございました。